平成２８年（フ）第８５号
長崎県諫早市小船越町1176番地６　市住29号、旧住所長崎県諫早市天満町10番５―405号ＲＹＯビル
債務者　田島真由美
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
香川県丸亀市川西町南1407番地１
債務者　藤原　直樹
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後２時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第４０号
香川県丸亀市川西町南1407番地１
債務者　藤原　　恵（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後２時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第６５号
香川県善通寺市中村町1045番地１
債務者　堀井　美希
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第８９号
香川県善通寺市上吉田町３丁目６番８号
債務者　畑井　　匠
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第８２８号
千葉県八千代市八千代台西７丁目５番地10　ソフィアビレッジ102号
債務者　永吉　マリレン　サルティングことナガヨシ　マリレン　サルティング
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８３０号
千葉市美浜区高洲２丁目８番１棟224号
債務者　田中　　滋
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８５３号
千葉市中央区都町996番地33
債務者　木村　美江
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８７１号
千葉県習志野市津田沼７丁目４番７号　みなもと荘206号
債務者　甲斐　幸男
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８８９号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番６棟105号
債務者　飯塚須美子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９１２号
千葉市若葉区加曽利町51番地１　家城ルーム・ボード
債務者　佐久間　実
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６５号
長野県小県郡長和町和田3309番地６
債務者　北原　　健
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１２４４号
愛知県大府市若草町１丁目578番地、従前の住所愛知県大府市大東町１丁目657番地　ムゼオフィオレンツァ305号
債務者　鎌倉　　誠
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１０号
兵庫県姫路市東延末456番地１　グリーンハイツ手柄３階―Ｂ号
債務者　谷　　広明
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１７８号
長崎県長崎市大山町129番地
債務者　加藤　健志
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
長崎県五島市上大津町270番地、住民票上の前住所長崎県長崎市本尾町21番３号
債務者　山口　直子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第２５４号
沖縄県那覇市字松川15番地　コーポＹ401
債務者　宮内　智子（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部